

立ちどまらない保険。
三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

保険期間
5年以下用
家庭用火災保険

2013年10月1日
以降始期契約用

安心のゴールキーパーでありたい。

GK



すまいの保険

すまいの
安心を守る。

家族が安心して暮らす
すまいだからこそ
わかりやすく確実な保険でありたい。
すまいのリスクにあわせて
契約プランやオプションの特約を
お選びください。

三井住友海上はサッカー
日本代表を応援しています。



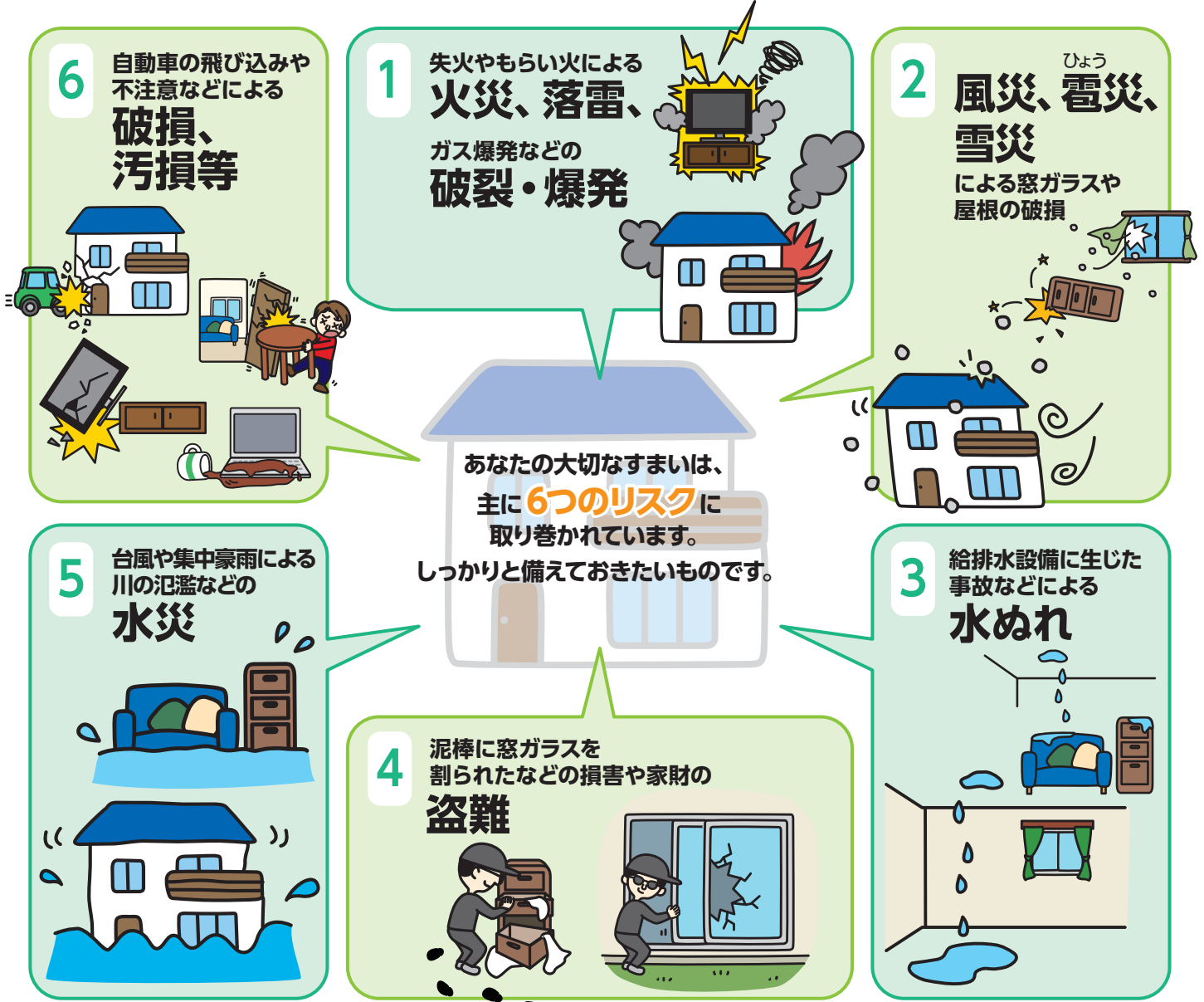
「GK すまいの保険」で、 すまいを取り巻くリスクに備えましょう。

大切なすまいや家財の保険はどうなっていますか？

「すまいや家財の保険は、火災になったときのことを考えておけば良いのではないですか？」

いいえ、それだけでは十分とはいえません。

すまいを取り巻くリスクは、火災以外にもたくさんあります。



「GK すまいの保険」ではお客さまのすまいやライフスタイルに応じた、
契約プランを用意しています。

また、お客さまのニーズにあわせて**オプションの特約**もお選びいただけます。

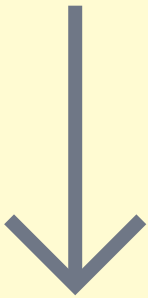


このパンフレットの内容

ご契約の際に お選びください。

P3~15

6つの手順に従い、
補償内容をご理解いただいたうえで、
ぴったりの補償をお選びください。



ご契約の際に 知っておいて いただきたいこと

P17~18

- 手順 **1** P3 保険の対象をお選びください。
- 手順 **2** P5 契約プランをお選びください。
- 手順 **3** P7 保険金額と免責金額をお決めください。
- 手順 **4** P9 地震保険への加入をおすすめします。
- 手順 **5** P11 オプションの特約をお選びください。
自動セット特約をご確認ください。
- 手順 **6** P15 保険期間と保険料の払込方法をお選びください。

P16 Q&A

- 1** P17 ご契約時の確認事項
- 2** P17 暮らしのQQ隊
- 3** P18 ご契約が満期を迎えるときのご案内
- 4** P18 Web約款のご案内

裏表紙 用語のご説明

ご注意いただきたい事項

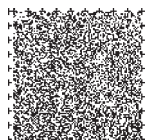
このパンフレットの使い方



パンフレットの上部に読み進めるための項目を記載しています。



裏表紙にある用語のご説明を参照しながらご覧いただくと、補償内容をわかりやすくご理解いただけます。



このパンフレットは、高齢者や視覚障害者に向けて開発された「SPコード」を採用しています。
「SPコード」を専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

手順1 保険の対象

リスクに備えるため保険の対象をお選びください。

- ① 建物^(注1) (一戸建てまたはマンション)
- ② 家財^(注2) (家具、家電製品、衣類等)
- ③ 建物と家財の両方

① 建物



一戸建て



マンション



門



車庫
(66m²未満)

建物の契約に含まれるもの(例)

② 家財



家具



家電製品



衣類



その他

③ 建物と家財の両方

(注1) 居住用の建物に限ります。建物のみのご契約では、家財は保険の対象に含まれません。また、建物の基礎、門・塀・垣、延床面積が66m²未満の付属建物(物置・車庫等)は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。

(注2) 保険の対象は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容される家財に限ります。保険の対象に含まれないものについては、6ページをご参照ください。

延床面積が66m²以上の物置、車庫等の付属建物および30万円を超える屋外設備、貴金属等の補償をご希望の場合は、特約をセットいただく必要があります。

保険の対象(注)		ご注意ください
付属建物 (物置、車庫等)	延床面積 66m ² 未満	ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、建物契約の保険の対象に含まれます。
	延床面積 66m ² 以上	保険の対象に含める場合は、「屋外明記物件特約」をセットいただく必要があります。 「屋外明記物件特約」をセットしない場合は、保険の対象に含まれません。 ▶ 12ページ参照
屋外設備 (井戸、側溝、敷石等)		建物契約の保険の対象に含まれます。ただし、1回の事故につき敷地内一括で30万円を超える損害については、その損害の額を30万円とみなします。 ▶ 8ページ(1)【建物の場合】参照 30万円を超える損害についての補償を希望される場合は「屋外明記物件特約」をセットいただく必要があります。 ▶ 12ページ参照
貴金属等 (貴金属、宝石、美術品等)		家財契約の保険の対象に含まれます。ただし、1個または1組について30万円を超える損害については、その損害の額を30万円とみなします。 ▶ 8ページ(1)【家財の場合】参照 30万円を超える損害についての補償を希望される場合は「家財明記物件特約」をセットいただく必要があります。 ▶ 12ページ参照
畳、建具、建物設備		建物契約の保険の対象に含まれます。ただし、家財契約の記名被保険者または記名被保険者と生計を共にする親族が所有するものは、保険申込書記載の建物の所有者が家財契約の記名被保険者または記名被保険者と生計を共にする親族のいずれでもない場合に限り、家財契約の保険の対象に含まれます。
庭木		建物契約の保険の対象に含まれます。ただし、1回の事故につき敷地内一括で30万円を超える損害については、その損害の額を30万円とみなします。同一の事故により保険申込書記載の建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。 ▶ 8ページ(1)【建物の場合】参照

(注) 保険の対象に含まれるのは、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に設置または収容されるものに限りです。

家財の火災保険が必要な理由

理由 その1

家具や家電製品、衣類等の財産を補償するのは**家財の火災保険**です。



建物の火災保険に加入していれば、
建物に収容される家財も、補償されと思っていたのに。



建物と家財の両方を保険の対象とした場合



建物



家財

建物のみを保険の対象とした場合



建物



家財

理由 その2

万が一の際に家財を一度に買いそろえると
思った以上に高額になります。



私と夫、小学3年生と1年生の子供の4人家族です。
そんなに家財は持っていないと思うのですが。



家財には、**家具類、衣類、寝具類、
家電製品をはじめ、歯ブラシや茶わんに至るまで、
さまざまなものがあります。**

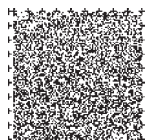


たとえば、4人家族（ご世帯主の年齢40才）の場合、標準的な家財の再調達価額は、
1,250万円にもなります。（平成25年3月現在）



ぜひ、この機会にご加入をご検討ください。

家財の保険金額の設定方法については、7ページをご参照ください。



手順2 契約プラン

リスクに対応した契約プランをお選びください。



○：補償されます（保険金をお支払いする事故） ×：補償されません

すまいの主なリスク

契約プラン

■ …お支払件数の割合(注2) ● …お支払金額の割合(注2)

		6つの補償プラン <small>オススメ</small>	5つの補償プラン	4つの補償+破損汚損プラン <small>マンション等の共同住宅専用(注1)</small>
1	火災、落雷、破裂・爆発 例) 火災により建物が焼失した。 落雷により家電製品がこわれた。	10% 32%	○	○
2	風災、雹災、雪災 例) 台風で窓ガラスが割れ 建物や家財が損害を受けた。	13% 21%	○	○
3	水ぬれ 例) マンション上階からの水漏れで 部屋や家財が水びたしになった。	8% 12%	○	○
4	盗難 例) 泥棒により窓ガラスが割られ 現金や家財が盗難にあった。	11% 11%	○	○
5	水災 例) 大雨による洪水で床上浸水し、 建物や家財が損害を受けた。	1% 6%	○	×
6	破損、汚損等 例) 自動車が飛び込んできて、建物がこわれた。 家具をぶつけてドアをこわしてしまった。 誤ってコーヒーをこぼして、パソコンをこわしてしまった。 液晶テレビをテレビ台から誤って落としてこわしてしまった。	57% 18%	○	○
安心のサービス 暮らしのQQ隊 水まわりQQサービス・カギあけQQサービスの総称です。 詳しくは17ページをご参照ください。		セット されます	セット されます	セット されます

上表に記載された契約プラン以外に、「4つの補償プラン」(1~4)のリスクが補償されます。および「2つの補償プラン」(1~2)のリスクが補償されます。ただし、これらのプランには暮らしのQQ隊サービスはセットされません。

※ 保険の対象が建物みの場合、家財の損害は補償されません。また、保険の対象が家財みの場合、建物の損害は補償されません。

(注1) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が耐火構造の共同住宅の場合に選択いただけます。

耐火構造の共同住宅とは、構造級別がM構造、T構造、M級または2級の共同住宅をいいます。

(注2) 「ホームライフ総合保険」・「GK すまいの保険」の平成19年度~平成23年度当社支払実績(建物および家財)に基づいた数値です。

地震のリスクに対応した保険

地震保険

(「GK すまいの保険」とあわせてご契約いただけます。)



地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。「GK すまいの保険」では、地震等を原因とする損害は補償されません。

詳しくは9ページをご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

5ページの表の「○:補償されます(保険金をお支払いする事故)」に該当する事故によって、保険の対象とした建物または家財に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は8ページをご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 火災、落雷、破裂・爆発 | 火災(消防活動による水ぬれを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。 |
| 2 | 風災、雹災、雪災 | 台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水を除きます。)(吹込みまたは雨漏りなどによる損害を除きます。) |
| 3 | 水ぬれ | 給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをいいます(給排水設備自体に生じた破損等は6の事故になります。) |
| 4 | 盗難 | 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。 |
| 5 | 水災 | 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。 |
| 6 | 破損、汚損等 | 不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、1から4までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって浸水を被る事故を除きます。 |

保険金をお支払いしない主な場合

①以下のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みや漏入等による損害
- 置き忘れまたは紛失による損害
- 建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害
- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
- 戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害

②「破損、汚損等」については、①の場合のほか以下のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。

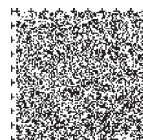
- 電氣的・機械的事故(故障)によって生じた損害
- すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損(保険の対象の機能に支障をきたさない損害)
- 電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- 土地の沈下、隆起等によって生じた損害
- 公権力の行使によって生じた損害
- 保険の対象に対する加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化

等

③以下の家財は保険の対象に含まれません。

- 船舶、航空機、自動車、バイク(総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- ラジコン
- 携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯または義肢
- 動物および植物等の生物
- 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等(注)
- 証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ

(注) 通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等については、盗難による損害が生じた場合に限り、保険の対象として取り扱います。詳細は、8ページ(1)【家財の場合】③～④をご参照ください。



手順3 保険金額と免責金額

保険の対象に応じて保険金額と免責金額をお決めください。

保険金額の設定方法

建物と家財について、保険金額をお決めください。

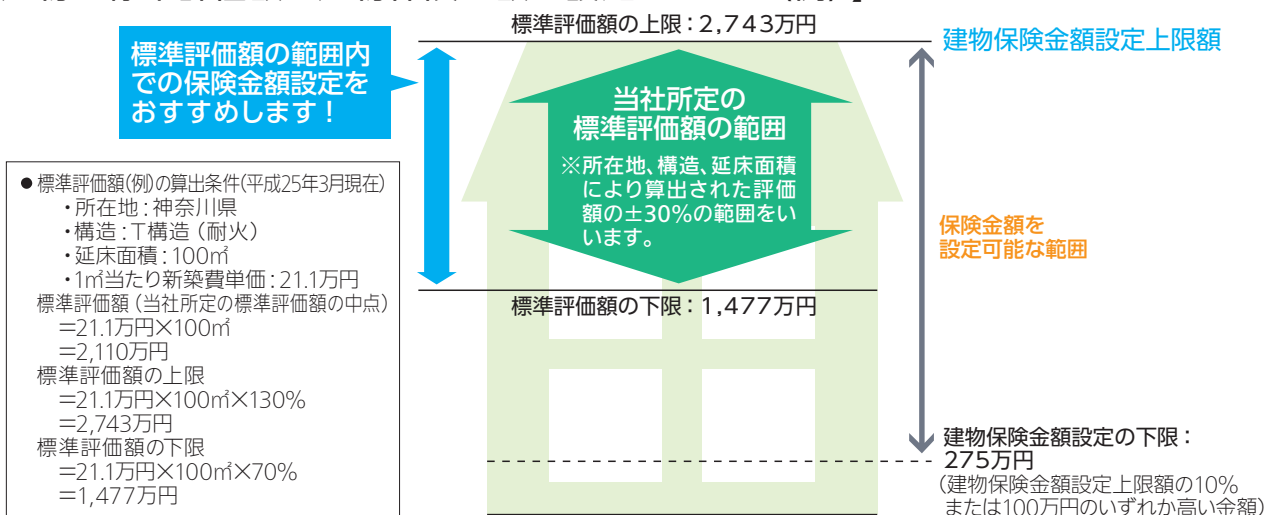
※地震保険の保険金額の設定方法は、取扱いが異なります。詳しくは10ページをご参照ください。

(1) 建物の場合（建物保険金額設定上限額方式）

建物保険金額は当社が定める建物の標準評価額の上限（建物保険金額設定上限額）^(注)以下、かつ、100万円以上1万円単位でお決めください。ただし、建物保険金額設定上限額の10%が下限となります。

^(注) 標準評価額の上限を超える評価額（個別評価額）の根拠をご提示いただいた場合には、建物保険金額設定上限額を、その個別評価額に変更することも可能です。なお、その個別評価額が標準評価額の上限の1.5倍を超える場合には、根拠資料（不動産売買契約書（写）や工事請負契約書（写）等）のご提出が必要となります。

【建物の標準評価額と建物保険金額の設定について（例）】



●建物保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。

- ① 標準評価額は、再調達価額を基準として算出されます。事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、標準評価額の範囲内でのご契約をおすすめします。
- ② 建物の基礎、門・塀・垣、付属建物（延床面積が66㎡未満の物置・車庫等）は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。保険の対象に含めない場合は、標準評価額が変更となります（マンション戸室の場合を除きます。）。
- ③ 同一の建物について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがあります。

(2) 家財の場合

家財保険金額は再調達価額以下、かつ、50万円以上1万円単位でお決めください。

（ご参考）標準世帯における家財の評価額（再調達価額）の目安（平成25年3月現在）

下記の評価額を参考にして、保険金額を設定してください。

世帯主の年齢	家族構成	夫婦のみ	夫婦+子供（18才未満）1人	夫婦+子供（18才未満）2人
27才以下		500万円	590万円	680万円
28才～32才		590万円	680万円	770万円
33才～37才		780万円	870万円	960万円
38才～42才		1,070万円	1,160万円	1,250万円
43才～47才		1,370万円	1,460万円	1,550万円
48才以上		1,440万円	1,560万円 ^(注1)	1,650万円 ^(注2)

^(注1) 夫婦以外に、18才以上の方が1人の場合

^(注2) 夫婦以外に、18才以上の方が1人と18才未満の子供が1人の場合

※同一の家財について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがありますのでご注意ください。

免責金額の設定方法

建物と家財について、免責金額をお決めください。

保険の対象	以下の免責金額よりお選びください。
建物	1万円、2万円、3万円、5万円、10万円
家財	1万円、2万円、3万円、5万円

お支払いする保険金の額

(1) 損害保険金

【建物の場合】

$$\begin{aligned} \text{【全焼・全壊(注)の場合】} & \quad \boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{建物保険金額}} \\ \text{【全焼・全壊以外の場合】} & \quad \boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{免責金額}} \end{aligned}$$

ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

(注) 全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

$$\frac{\text{保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積}}{\text{保険の対象である建物の延床面積}}$$

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損を被った部分の床面積を含みません。

●損害の額の算出方法は以下のとおりです。

- ① 損害の額は再調達価額を基準とする修理費により算出します(盗取の場合は再調達価額とします。)。修理費(修理または交換費用のうちいずれか低い額)には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引きます。
- ② 損害を被った保険の対象が庭木または屋外設備の場合で、損害の額が1回の事故につき30万円を超えるときは、庭木または屋外設備のそれぞれについて敷地内ごとにその損害の額を30万円とみなします。庭木については、同一の事故により建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。

【全焼・全壊時の建物保険金額全額払】

全焼・全壊時(延床面積に対する損害の割合が80%以上)には、建物保険金額をそのままお支払いいたします。



損害が延床面積の
80%以上

建物保険金額を
全額お支払い

【家財の場合】

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

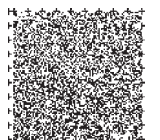
ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財保険金額(事故が破損、汚損等である場合は100万円または家財保険金額のいずれか低い額)を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

●損害の額の算出方法は以下のとおりです。

- ① 損害の額は再調達価額を基準とする修理費により算出します(盗取の場合は再調達価額とします。)。修理費(修理または交換費用のうちいずれか低い額)には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引きます。
- ② 損害を被った保険の対象が貴金属等の場合で、損害の額が1個または1組について30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。
- ③ 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等については、盗難による損害が生じた場合に限り、損害保険金をお支払いします。ただし、その損害の額の合計が1敷地内につき30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。なお、「2つの補償プラン」では盗難による損害を補償していません。
- ④ 預貯金証書(通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)については、盗難によって現金が引き出される損害が生じた場合に限り、引き出された額について損害保険金をお支払いします。ただし、その損害の額の合計が1敷地内につき300万円を超える場合は、その損害の額を300万円とみなします。なお、「2つの補償プラン」では盗難による損害を補償していません。

(2) 損害防止費用

損害保険金をお支払いする事故があった場合、損害の発生および拡大の防止のため消火活動で必要または有益な所定の費用(消火薬剤の再取得費用等)を支出したときに、その実費を損害防止費用としてお支払いします。



手順4 地震保険



地震保険への加入をおすすめします。

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。

※「GK すまいの保険」では、地震等を原因とする損害は補償されません。



地震による火災で
建物が焼失した



地震で建物が
損壊した



地震による津波で
建物が流された



地震で家財が
損壊した

地震保険のみを単独でご契約いただくことはできません。地震保険は「GK すまいの保険」とあわせてご契約いただきますが、お客さまがご希望されない場合は、地震保険をご契約いただかないことも可能です。ただし、この場合には地震等による損壊等の損害だけでなく、地震等による火災損害についても保険金をお支払いしません（地震火災費用特約では、保険金をお支払いする場合があります。）。

※地震保険をご希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名（または押印）してください。

地震保険の保険の対象

- ①居住用の建物（住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。）
- ②家財

※地震保険の保険の対象は、「GK すまいの保険」で保険の対象となっているものに限ります。「GK すまいの保険」の保険の対象が上記①および②である場合、地震保険の保険の対象として①または②のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。

■保険の対象とならないもの^(注)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- 自動車、バイク（総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 等

(注) セットでご契約いただく「GK すまいの保険」の保険の対象に含めている場合であっても地震保険では対象となりません。

地震保険のお支払いについて

■保険金をお支払いする場合

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象に生じた損害が全損、半損または一部損となった場合

※「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準^(注1)」に従って行います。

	建 物	家 財
全 損	地震等により損害を受け、主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の80%以上となった場合
半 損	地震等により損害を受け、主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の30%以上80%未満となった場合
一部損	地震等により損害を受け、主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合 ^(注2)	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の10%以上30%未満となった場合

(注1) 地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人 日本損害保険協会が制定した損害認定基準のことをいいます。

(注2) 地震等を原因として、建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合において、建物の損害が全損または半損に至らないときは、これをその建物の一部損とみなします。

■お支払いする保険金の額

全 損	地震保険の保険金額×100%（時価額が限度）
半 損	地震保険の保険金額×50%（時価額の50%が限度）
一部損	地震保険の保険金額×5%（時価額の5%が限度）

- 損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されることがあります（平成25年3月現在）。
- 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

■保険金をお支払いしない主な場合

地震等により保険の対象が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害の場合には保険金をお支払いしません。

地震保険の保険金額

地震保険の保険金額は、「GK すまいの保険」の**保険金額の30%～50%**の範囲内でお決めください。

ただし、同一の建物や家財について加入された他の地震保険契約と合算して、**建物5,000万円、家財1,000万円が限度**となります。

※マンション等の区分所有建物の場合は各区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯ごとにこの限度額を適用することができます。

地震保険の保険期間と保険料の払込方法

地震保険の保険期間および保険料の払込方法は「GK すまいの保険（保険期間5年以下用）」と同じです。

火災保険の保険期間の途中で地震保険のご契約を希望される場合

「GK すまいの保険」のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、保険期間の途中から地震保険をご契約いただけます。ご希望される場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。

警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約（地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引受できませんのでご注意ください。

地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が下表①～④のいずれかに該当し、確認資料^(注1)をご提出いただいた場合、地震保険の保険料に割引（10～30%）を適用します^{(注2)(注3)}。

(注1) 確認資料とは、下表の「確認資料」に記載の書類またはいずれかの割引の適用が確認できる^(※)保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)もしくは変更確認書(異動承認書)(写)をいいます。

(※) 建築年割引の場合は、対象建物の新築年月が昭和56年6月1日以降であることも確認できる必要があります。

(注2) 下記①～④の条件を複数満たす場合であっても、割引は**いずれか1つのみの適用**となります。

(注3) この割引は、保険期間のうち確認資料をご提出いただいた日以降の期間について適用されます。

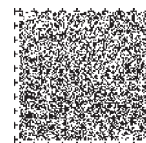
割引の種類	割引率	条 件	確認資料
①免震建築物割引	30%	対象建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)に規定された免震建築物である場合	以下のいずれか ・品確法に基づく「建設住宅性能評価書 ^{※1} 」(写)または「現況検査・評価書」(写) ・(1)「認定通知書」等長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)および(2)「技術的審査適合証」等免震建築物であることが確認できる書類(写) ^{※2} ※1 当資料が交付されていない場合に限り、「設計住宅性能評価書」(写) ※2 長期優良住宅に関する認定書類については、平成23年7月1日以降、地震保険の保険期間が開始する契約から確認資料となります。
②耐震等級割引	10% ┆ 30%	対象建物が品確法または「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(評価指針)に定められた耐震等級を有している場合	以下のいずれか ・品確法に基づく「建設住宅性能評価書 ^{※1} 」(写)または「現況検査・評価書」(写) ・評価指針に基づく「耐震性能評価書」(写) ・(1)「認定通知書」等長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)および(2)「技術的審査適合証」等耐震等級が確認できる書類(写) ^{※2※3} ※1 当資料が交付されていない場合に限り、「設計住宅性能評価書」(写) ※2 長期優良住宅に関する認定書類については、平成23年7月1日以降、地震保険の保険期間が開始する契約から確認資料となります。 ※3 「認定通知書」等上記(1)のみご提出いただいた場合には、耐震等級割引(20%)を適用します。
③耐震診断割引	10%	対象建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合	以下のいずれか ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(写) ・建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」旨の文言が記載された書類(写)
④建築年割引	10%	対象建物が昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	以下のいずれか ・「建物登記簿謄本」(写)、「建物登記簿権利証」(写)、「建築確認書」(写)等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等(国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など)が発行する書類(写)および公的機関等に対して届け出た書類(写)(公的機関等の受領印または処理印が確認できるものに限ります。) ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)

地震保険料控除制度

個人契約の場合、払い込みいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます(平成19年1月改正)。

※地震保険料控除は保険料を実際に払い込みいただいた年に行われます(口座振替の場合、「実際に払い込みいただいた年」は、振替日の属する年となります。)。なお、始期日より前に払い込みいただいた保険料は、実際の払込日ではなく、始期日に払い込みいただいたものとして取り扱われます。

※2年以上の契約で保険料を一括して払い込みいただいた場合、一括払保険料を保険期間(年数)で割った保険料を毎年払い込みいただいたものとして取り扱われます。



手順5 オプションの特約 および自動セット特約

さまざまなオプションの特約をお選びください。



自動セット特約



事故時諸費用特約

すべての契約にセットされますが、セットしないこともできます。
事故の際に必要な諸費用を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

事故時諸費用保険金

損害保険金がお支払されるべき場合に、損害保険金の20%（注）を事故時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。（注）ご希望により損害保険金の10%（300万円限度）とすることもできます。

保険金をお支払いしない主な場合

■契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」(注)に該当する損害と同じです（6ページ参照）。
（注）建物電氣的・機械的の事故特約をセットしている場合は、建物電氣的・機械的の事故特約で「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害についても事故時諸費用保険金をお支払いしません。



地震火災費用特約 必ずセットされます。

地震等を原因とする火災で損害が一定割合以上となった場合に補償します。

保険金をお支払いする主な場合

地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で次表のいずれかに該当する場合に保険金額の5%（注1）を地震火災費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故（注2）につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

保険の対象	保険金を支払う条件
①建物	建物が半焼以上となった場合
②家財	家財を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合等
③屋外明記物件	屋外明記物件の火災による損害の額が再調達価額の50%以上となった場合
④家財明記物件	家財明記物件を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財明記物件が全焼となった場合等

（注1）建物・家財のうち保険の対象としているものすべてに地震保険をセットしている場合は、保険金額の30%を地震火災費用保険金としてお支払いする特約をお選びいただくこともできます。
（注2）72時間以内に生じた2回以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

保険金をお支払いしない主な場合

■保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
■被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害 等



バルコニー等修繕費用特約

保険の対象がマンション戸室の場合に必ずセットされます。
建物の補償対象となる事故によりバルコニー等の共用部分が損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕した場合に補償します。

保険金をお支払いする主な場合

バルコニー等修繕費用保険金

契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、被保険者がもっぱら使用・管理しているバルコニー等の共用部分が損害を受け、管理規約に基づき修繕の義務が生じ、実際に修繕した場合に、修繕費用の実費をバルコニー等修繕費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

■契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです（6ページ参照）。



建物電氣的・機械的の事故特約

建物を保険の対象に含む「6つの補償プラン」または「4つの補償＋破損汚損プラン」にセットできます。

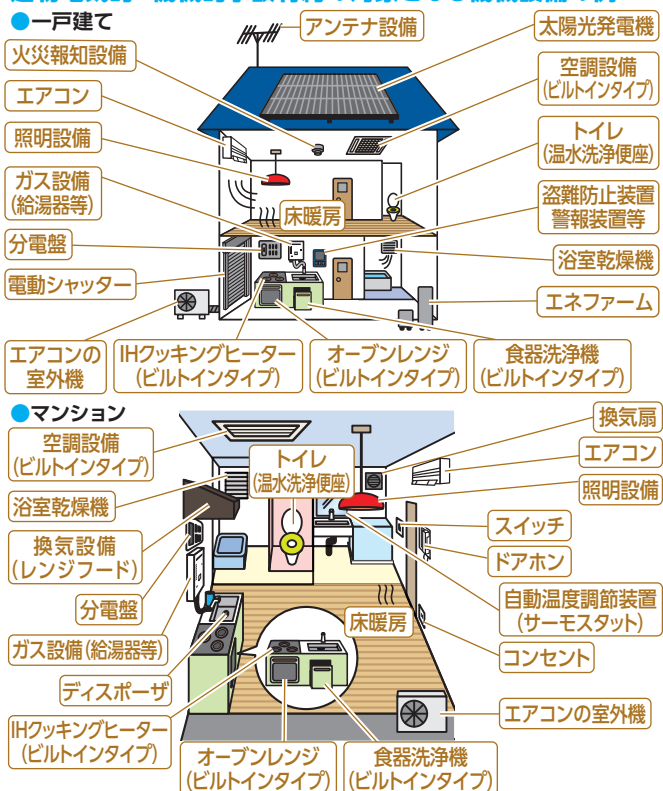
給湯設備や床暖房等の建物付属機械設備（設置後10年以内）の電氣的・機械的の事故（故障）による損害を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金

建物に設置した日（注1）から10年以内の建物付属機械設備に、電氣的・機械的の事故（故障）による損害が生じた場合に、損害の額（注2）から免責金額（注3）を差し引いた額について、建物保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。
（注1）建物に設置した日が確認できない場合は、製造日とします。
（注2）屋外設備に生じた電氣的・機械的の事故については、損害の額が1回の事故につき敷地内一括で30万円を超える場合、損害の額を30万円とみなします。
（注3）建物電氣的・機械的の事故特約の免責金額は、建物の免責金額と同額です。

建物電氣的・機械的の事故特約の対象となる機械設備の例



保険金をお支払いしない主な場合

■保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
■保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
■製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（注1）を負うべき事故
■不当な修理や改造によって生じた事故
■消耗部品および付属部品の交換
■一般家庭用以外（注2）に使用している間に生じた事故
■その他、契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合①②」に該当する損害と同じです。ただし、「●電氣的・機械的の事故（故障）」によって生じた損害は除きます（6ページ参照）。 等
（注1）保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
（注2）業務用等をいいます。

補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。



自宅外家財 (6つの補償) 特約

家財を保険の対象に含む「6つの補償プラン」にセットできます。

自宅外家財 (4つの補償+破損汚損) 特約

家財を保険の対象に含む「4つの補償+破損汚損プラン」にセットできます。

日本国内のみ

外出時に持ち出したビデオカメラ等の家財 (自宅外家財) に生じた損害を補償します。

自宅外家財

保険の対象は、建物が所在する敷地の外 (ただし、日本国内に限ります。) に所在する記名被保険者または記名被保険者と生計を共にする親族が所有する家財となります。ただし、以下の家財は保険の対象に含まれません。

- 船舶、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、自転車、サーフボード、ラジコン
 - パソコン、携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
 - 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯または義肢
 - 動物および植物等の生物
 - 通貨、小切手、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等 (注)
 - 証書 (運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ 等
- (注) 通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等に、盗難による損害が生じた場合は、保険の対象として取り扱います。

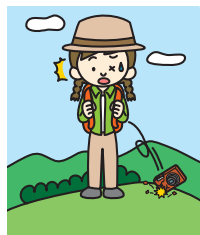
保険金をお支払いする主な場合

自宅外家財保険金

「6つの補償プラン [自宅外家財 (6つの補償) 特約の場合]」または「4つの補償+破損汚損プラン [自宅外家財 (4つの補償+破損汚損) 特約の場合]」の「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、自宅外家財に損害が生じた場合、自宅外家財保険金額を限度に損害の額から免責金額 (注) を差し引いた額を自宅外家財保険金としてお支払いします。ただし、通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難は10万円、預貯金証書の盗難は100万円、貴金属等については1個または1組について30万円を損害の額の上限とします。

(注) 自宅外家財特約の免責金額は、家財の免責金額と同額です。

(例) 旅行中にカメラを誤って落としてこわしてしまいました。



(例) 路上でひったくりにあい現金などを盗まれた。



(例) 火災で別荘の家財が焼失した。(消防活動による水ぬれも補償)



(例) 仕送りをしている一人暮らしの大学生の息子の家が空き巣にあい、通帳などが盗まれた。



保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです。ただし「● 建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害」は除きます (6ページ参照)。



屋外明記物件特約

建物を保険の対象に含む場合にセットできます。

保険申込書に明記された建物敷地内に所在する大型の車庫等 (屋外明記物件) に生じた損害を補償します。

屋外明記物件

保険の対象は、建物敷地内に設置される次に掲げる特定の屋外設備等のうち保険申込書に明記したものととなります。

- ① 物置、車庫その他の付属建物で延床面積が66m²以上のもの
 - ② 物干、遊具、井戸、側溝、敷石その他の建物に定着していない屋外設備
- ※ 屋外明記物件特約をセットしない場合の保険の対象については3ページを参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金

契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、保険の対象とした屋外明記物件に損害が生じた場合に、損害の額から免責金額 (注) を差し引いた額について、屋外明記物件保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。

(注) 屋外明記物件の免責金額は、建物の免責金額と同額です。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです (6ページ参照)。



家財明記物件特約

家財を保険の対象に含む場合にセットできます。

保険申込書に明記された特定の貴金属等 (家財明記物件) に生じた損害を補償します。

家財明記物件

保険の対象は、建物敷地内に収容される再調達価額が30万円を超える貴金属、宝石および美術品のうち保険申込書に明記したものととなります。ただし、家財明記物件全体で再調達価額1,000万円が限度となります。

※ 家財明記物件特約をセットしない場合の保険の対象については3ページを参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金

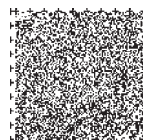
契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、保険の対象とした家財明記物件に損害が生じた場合に、損害の額から免責金額 (注1) を差し引いた額について、家財明記物件保険金額を限度 (注2) に損害保険金をお支払いします。

(注1) 家財明記物件の免責金額は、家財の免責金額と同額です。
(注2) 「盗難」または「破損、汚損等」が、契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当し、それらにより損害が生じた場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財明記物件保険金額のいずれか低い額を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです (6ページ参照)。

補償内容が同様の保険契約 (火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。) が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。





日常生活賠償特約

示談交渉
サービス付

日本国内
のみ

すべての契約にセットできます。

漏水事故で階下の家財に損害を与えた場合など、日常生活で他人に与えた損害を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

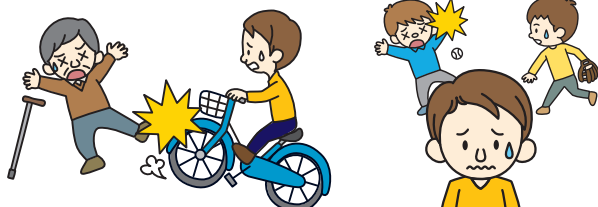
日常生活賠償保険金

日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活の事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金について日常生活賠償保険金をお支払いします。ただし、日常生活賠償保険金額（1億円）を限度とします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。

- ・損害防止費用
- ・権利保全行使費用
- ・緊急措置費用
- ・示談交渉費用
- ・争訟費用

(例) 自転車で高齢者と接触し、骨折させてしまった。

(例) 子供がキャッチボール中、公園で遊んでいた他の子供にボールを当てて、ケガをさせてしまった。



被保険者の範囲は17ページ1(2)②をご参照ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害
- 業務遂行に直接起因する損害賠償責任、もっぱら業務に使用される動産・不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任、被保険者の業務に従事する従業員がケガをしたことに起因する損害賠償責任
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任

示談交渉
サービス付

賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。

(示談交渉サービス付の特約の場合)



被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申し出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引受します。この場合、当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

[ご注意ください]

次の場合には、当社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- ・1回の事故につき被保険者が負担する損害賠償責任の額が特約保険金額を明らかに超える場合または免責金額を明らかに下回る場合
- ・相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- ・賠償事故について、被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。



受託物賠償特約

示談交渉
サービス付

日本国内
のみ

日常生活賠償特約をセットした場合に同時にセットできます。

友人から借りたデジタルカメラをこわしてしまった場合など、預かり物やレンタル品の持ち主に与えた損害を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

受託物賠償保険金

他人からの預かり物やレンタル品を、使用・管理している間に日本国内において生じた破損、紛失または盗取について、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金について受託物賠償保険金をお支払いします。ただし、受託物賠償保険金額（30万円）を限度とします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。

- ・損害防止費用
- ・権利保全行使費用
- ・緊急措置費用
- ・示談交渉費用
- ・争訟費用

被保険者の範囲は17ページ1(2)②をご参照ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- 次のいずれかに該当する受託物の破損、紛失または盗取
通貨、小切手、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、乗車券、証書（運転免許証、パスポートを含みます。）、帳簿、貴金属、宝石、美術品、航空機、船舶、車両、危険な運動中の運動用具、動物、植物等の生物、不動産
- 次のいずれかに該当する間に生じた受託物の破損、紛失または盗取
① 被保険者以外の者に転貸されている間
② 受託物が自転車である場合は、建物が存在する敷地の外にある間
- 次のいずれかに該当する事由による受託物の破損、紛失または盗取
① 取扱以上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託物を使用したこと。
② 自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
③ 欠陥および電気的事故または機械的事故（故障）によって生じた損害 等



借家賠償・修理費用特約

示談交渉
サービス付

賃貸入居者
向け

保険の対象が借用住宅内の家財である場合にセットできます。

事故によって借用住宅が破損等した場合の賠償金や修理費用を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

借家賠償保険金

被保険者に責任がある不測かつ突発的な事故によって借用する住宅を破損し、貸主（転貸人を含みます。）に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金から免責金額を差し引いた額について、借家賠償保険金をお支払いします。ただし、借家賠償保険金額を限度とします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。

- ・損害防止費用
- ・権利保全行使費用
- ・示談交渉費用
- ・争訟費用

修理費用保険金

不測かつ突発的な事故によって借用する住宅に損害が生じ、建物賃貸借契約に基づきまたは緊急的に修理した場合（法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。）に、修理費用から免責金額を差し引いた額について、修理費用保険金をお支払いします。ただし、修理費用保険金額を限度とします。

※借家賠償保険金と修理費用保険金で補償する事故を火災、破裂・爆発のみに限定した「借家賠償・修理費用（火災等限定）特約」をお選びいただくこともできます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故
- 欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、さび、かび
- すり傷、かき傷、塗料のはがれ等、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等による損害
- 風、雨、雪等の吹込みまたは雨漏りなどによって生じた損害
- 借用住宅の改築、増築、取りこわしなどの工事によって生じた損害
- 貸主との間の特別の約定により加重された損害賠償責任（借家賠償保険金のみ）
- 借用住宅を貸主に引き渡した後発見された破損に起因する損害賠償責任（借家賠償保険金のみ） 等



失火見舞費用特約

■ 類焼損害・見舞費用特約と同時にセットできません。

類焼損害・見舞費用特約

■ 失火見舞費用特約と同時にセットできません。

火災、破裂または爆発の事故で、隣家に損害が生じた場合に支払った見舞金の費用等を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

失火見舞費用保険金 (失火見舞費用特約、類焼損害・見舞費用特約)

保険の対象としている建物または保険の対象としている家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発の事故により第三者の所有物に損害が生じた場合に、支出した見舞金等の費用の額を失火見舞費用保険金としてお支払いします。ただし、1被災世帯あたり30万円を限度とし、1回の事故につき、損害保険金の30%を限度とします。

類焼損害保険金 (類焼損害・見舞費用特約のみ)

保険の対象としている建物もしくはこれに収容される家財または保険の対象としている家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発の事故により近隣の類焼補償対象物(建物および建物に収容される動産)に損害が生じた場合に、損害の額(修理費等)から他の保険契約(類焼先で契約している火災保険等)から支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼損害保険金として類焼先にお支払いします。ただし、類焼損害保険金としてお支払いする額は、同一保険年度を通じ、最大で1億円とします。

(例) 自宅より出火、近隣に延焼させてしまった。



(例) 消火活動により、隣室や階下の戸室およびその収容家財を水浸しにしてしまった。



類焼補償対象物に含まれない主なもの

- ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- ・ 1個または1組について30万円を超える貴金属等
- ・ 商品、原料、材料、見本品、展示品、受託品 等

保険金をお支払いしない主な場合

失火見舞費用保険金

- 第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂または爆発による場合
- 煙損害または臭気付着の損害
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害 等

類焼損害保険金

- 保険契約者、被保険者の故意による損害または類焼先の方もしくは保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失等による損害
- 煙損害または臭気付着の損害 等

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。

賃貸建物オーナー向け特約



家賃収入特約

■ 保険の対象が賃貸される建物である場合(空室が5割を超えている場合を除く)にセットできます。

■ 事故によって賃貸している建物からの家賃収入が得られなくなった場合の損失額を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

家賃収入保険金

契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、建物が損害を受けた結果生じた家賃の損失(復旧期間(注)内に生じた損失の額)に対して、家賃収入保険金をお支払いします。

(注) 復旧期間は契約時に設定する約定復旧期間を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(6ページ参照)。



賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約

■ 保険の対象が建物である場合にセットできます。

■ 賃貸建物の保守、管理等に関する賠償事故を補償します。

※ 示談交渉サービスはありません。

保険金をお支払いする主な場合

賃貸建物所有者賠償保険金

建物の偶然的な事故または建物を賃貸する仕事の遂行に起因する偶然的な事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、賃貸建物所有者賠償保険金をお支払いします。ただし、賃貸建物所有者賠償保険金額を限度とします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。

- ・ 損害防止費用
- ・ 権利保全行使費用
- ・ 緊急措置費用
- ・ 示談交渉費用
- ・ 争訟費用

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物資等によって生じた損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- 自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 仕事の完成または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 仕事以外の業務の遂行または日常生活に起因する損害賠償責任 等



マンション居住者 包括賠償特約

■ 保険の対象がマンション等の共同住宅建物の場合にセットできます。

■ 賃貸マンションのすべての居住者を対象に日常生活での賠償事故をまとめて補償します。

保険金をお支払いする主な場合

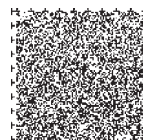
マンション居住者包括賠償保険金

マンションの居住者の日常生活賠償事故または事業用戸室からの偶然的な漏水による水ぬれ事故等により、他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、マンション居住者包括賠償保険金をお支払いします。ただし、マンション居住者包括賠償保険金額を限度とします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。

- ・ 損害防止費用
- ・ 権利保全行使費用
- ・ 緊急措置費用
- ・ 示談交渉費用
- ・ 争訟費用

保険金をお支払いしない主な場合

■ 日常生活賠償特約の「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(13ページ参照)。



手順6 保険期間と保険料の払込方法

保険期間と保険料の払込方法をお選びください。

保険期間をお選びください。

■保険期間は5年以下の整数年でお決めください。

保険料の払込方法をお選びください。

■キャッシュレスによる便利な保険料の払込方法をご用意しています（現金により払い込むことも可能です。）。

主な払込方法	保険期間1年		保険期間2年以上5年以下		
	一時払	一般分割払 ^(注2) _(注3)	長期一括払 ^(注5)	長期保険料分割払	
				年払 ^(注6)	月払 ^(注7)
口座振替	○	○ ^(注4)	○	○ ^(注4)	○ ^(注4)
クレジットカード払（登録方式・一括払型） ^(注1) 払込票払 ^(注1) 現金払	○	×	○	×	×

(注1) 保険料の額によってはご利用いただけない場合があります。

(注2) 12分割にして払い込む方法です。

(注3) 一時払より約5%割高となります。

(注4) 初回保険料は現金により払い込むことが可能です。

(注5) 保険期間1年の場合に比べて1年あたりの保険料が割安になります。

(注6) 保険期間1年の場合に比べて1年あたりの保険料が割安になります。地震保険の保険料は、保険期間1年の場合と同じです。

(注7) 長期保険料分割払（年払）より約5%割高となります。

保険期間5年の長期保険料分割払がおすすめです。

1 保険料が割安です。

保険期間1年に比べて毎年の保険料が約5%割安^(注)となります。（保険期間5年の場合）

(注) 地震保険の保険料は、保険期間1年の場合と同じです。

2 契約手続が5年に1回で済みます。

毎年、契約手続を行う必要はありません。「ご契約内容のお知らせ」^(注)を年1回お送りいたしますので、ご契約内容は毎年ご確認いただくことができます。

(注) 保険期間が3年以上のご契約について送付いたします。

その他の保険料払込方法として、保険契約者の勤務する企業等を通じて保険料を集金する団体扱や集団扱もあります。ただし、団体扱および集団扱による保険料の払込みにあたっては、保険契約者および記名被保険者に関する一定の条件を満たす必要があります。



満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、ご契約条件によっては、解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加請求が生じる場合があります。

「GK すまいの保険」の商品種類と保険期間

「GK すまいの保険」には以下の商品種類があります。それぞれの商品の詳細は、商品ごとのパンフレットをご確認ください。

商品種類	特徴
GK すまいの保険（保険期間5年以下用） ※本パンフレットでご説明しているタイプです。	保険期間が5年以下である場合を対象とした最も一般的なタイプです。
GK すまいの保険・スーパーロング	保険期間が6年以上36年以下である場合を対象としたタイプです。
GK すまいの保険（マンション管理組合用）	マンション管理組合専用のタイプです。保険期間は原則5年となります。5年を超えるご契約はできません。
GK すまいの保険（積立タイプ）	積立タイプの「GK すまいの保険」です。保険期間は3年と5年があります。

Q & A



Q 建物の契約をすると建物に
収容されている家財も補償されますか？

A 建物のみのご契約では、家財
の損害は補償されません。家財
を保険の対象としてご契約くだ
さい。



Q 「GK すまいの保険」には、
セットされるサービスはありますか？

A 暮らしのQQ隊による「水まわりQQサービス」と「カギ
あけQQサービス」があります。ただし、「6つの補償プラ
ン」、「5つの補償プラン」、「4つの補償+破損汚損プラ
ン」限定のサービスとなっております。

Q 「GK すまいの保険」は、
地震が起きたときにも補償されますか？

A 地震等によって生じた損害は補償
されません。地震保険をあわせて
ご契約ください。



Q 保険期間の途中で、
契約プランを変更することはできますか？

A できません。現在のご契約を解約のうえ、新たな契約プ
ランで改めてご契約いただく必要があります。

Q 地震保険だけを
契約したいのですが…？

A 地震保険だけをご契約いただくことはできません。
「GK すまいの保険」とセットでご契約ください。

Q 建物契約の保険期間の途中で、家財の補償を
追加することはできますか？

A はい。保険期間の途中で追加することができます。

Q 窓からの雨や風の吹込みによる
損害は補償されますか？

A 補償されません。ただし、台風に
よる飛来物によって窓が割れ、
雨や風が吹き込んだ場合は、風
災として補償されます。



Q 保険の対象である建物を改築
することにしました。手続は必要ですか？

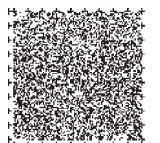
A 建物の構造、用法、職作業を変更する場合や延床面積
が増加または減少する場合は、取扱代理店または当社
にご通知ください(通知事項)。保険料が変更となる場
合があります。

Q パソコンに飲み物をこぼしてしまった
場合の修理費用は補償されますか？

A 家財を保険の対象とする「6つの補償プラン」または「4つ
の補償+破損汚損プラン」で補償いたします。ただし、自
宅外家財特約の保険の対象には含まれませんので、特
約をセットした場合でも、自宅外では補償されません。

Q 補償は変えずに、年間の保険料負担を
軽減したいのですが…？

A 保険料の払込方法を長期保険料分割払とすることによ
り保険料の負担を約3%~5%軽減することができます。



ご契約の際に知っておいていただきたいこと

1 ご契約時の確認事項

手順1～6でお選びいただいた事項以外でご契約に際してお客さまにご確認いただき、代表的な事項は次のとおりです。

●保険契約者および記名被保険者

(1) 住所・氏名をご確認ください。

保険申込書に、保険契約者の住所と氏名が正しく記載されていない場合や不十分な記載の場合、保険証券のお届けができない等の原因になります。特に番地、部屋番号等にご注意ください。

(2) 記名被保険者をご確認ください。

① 保険の対象が建物または家財の場合
保険の対象の所有者を記名被保険者としてください。

② 日常生活賠償特約または受託物賠償特約の場合
保険契約者、①の記名被保険者またはこれらの同居^(注1)の親族から1名を選んでください。
[被保険者の範囲] 被保険者は、記名被保険者、記名被保険者の配偶者^(注2)、記名被保険者またはその配偶者^(注2)の同居^(注1)の親族および別居の未婚の子となります。

(注1)「同居」は、生活実態として同居していることをいいます。

(注2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

③ 借家賠償・修理費用特約の場合
借用住宅を借用されている方を記名被保険者としてください。

2 暮らしのQQ隊

暮らしのQQ隊は、「6つの補償プラン」、「5つの補償プラン」、「4つの補償+破損汚損プラン」限定のサービスです！

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー（24時間365日受付！）

●30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です（部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客さまのご負担となります。）

水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のおぼれ等が生じた場合に、専門の業者を手配し、その業者が直接応急修理を行います。



カギあけQQサービス

外出時にカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。



※このサービスは提携アシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。

※「暮らしのQQ隊」は、専用ダイヤル（無料）にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。専用ダイヤル（無料）につきましては、ご契約後にお届けする保険証券をご覧ください。

※サービスメニューの詳細につきましては、ご契約後にお届けする保険証券同封のナビゲートブックをご覧ください。

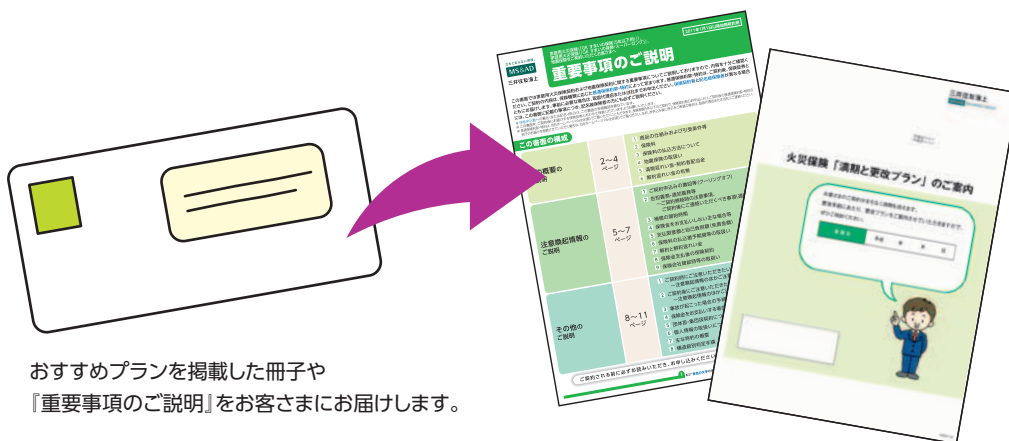
※一部地域（離島など）ではご利用できない場合があります。

※サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

3 ご契約が満期を迎えるときのご案内

ご契約が満期を迎えるときは、当社から保険契約者の皆さまに満期のご案内をお送りします。

※ご契約内容によって満期のご案内や手続の方法などが異なります。



おすすめプランを掲載した冊子や
『重要事項のご説明』をお客さまにお届けします。

4 Web約款のご案内

「GK すまいの保険」の約款は、当社ホームページでご覧いただくことができます。
三井住友海上ホームページ <http://www.ms-ins.com>

保険のできるエコ、はじめよう

Web約款をおすすめします！

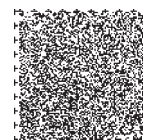
Web約款は、パソコンを利用して、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)で
ご覧いただける約款です。ご契約時に、冊子の約款に代えて、新たにWeb約款を選択
いただいた場合、当社は地球環境保護への取組みなどに寄付を行います。



Web約款を選択した場合、
保険証券は送付されますか？



A はい。
Web約款を選択いただき、冊子の約款
をお送りしなかった場合でも、**保険証券**
は書面で発行し、送付いたします。な
お、保険証券に記載の内容も、インター
ネットを利用して、当社ホームペー
ジ(<http://www.ms-ins.com>)で
ご覧いただくことができます。



用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明
力行 家財	生活用動産をいい、業務の用(保険証券に記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を除きます。)にのみ供されるものを除きます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
記名被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
共同住宅	一つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。戸室とは1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいい、貸室に限らず建物の所有者または管理人等が居住している戸室もこれに含まれます。
稿本	本などの原稿をいいます。
サ行 再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、保険証券に記載の建物が共同住宅である場合には、その共用部分を含み、第三者が占有する戸室を除きます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

用語	説明
夕行 建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
八行 被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
標準評価額	建物の所在地、構造、延床面積により算出された評価額をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券に記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に当社がお支払いすべき金額をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。
マ行 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご注意ください事項

- 保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造等によって決まります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、「GK すまいの保険(家庭用火災保険)」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、普通保険約款・特約をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、保険申込書に記名被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)
 【受付時間】
 平日 9:00~20:00
 土日・祝日 9:00~17:00
 (年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
 「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 【ナビダイヤル(有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00
 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 (お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
 電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com>